

**令和8年度(2026年度) 自動車税のグリーン化税制について**

グリーン化税制とは、既存の税制を環境配慮型に変えることをいい、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）による地域環境汚染の社会問題化、地球温暖化の進展、加えて環境汚染に係る自動車のかかわりの大きさを考慮して、自動車環境対策の観点から、地方税の自動車税種別割に盛り込まれた制度です。概要は以下のとおりです。

**1 環境負荷の小さい自動車は、税率が軽減されます。(初回新規登録の翌年度の1年間のみ)**

**令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までに初回新規登録した自動車**

特 例 対 象 車				税率	軽減される期間
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 ※1				概ね75%軽減	初回新規登録の 翌年度(1年間)分 のみ軽減
ガソリン車 LPG車	(★★★★) 平成30年排出ガス 基準50%低減 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減 達成車	令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	営業用の 乗用車	概ね75%軽減 ※2	
ディーゼル車	平成30年排出 ガス基準適合 又は 平成21年排出 ガス基準適合				

※1 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

※2 令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までに初回新規登録した自動車が対象

**2 環境負荷の大きい自動車は、税率が上乗せ(重課)されます。**

**令和8年度(2026年度)の自動車税**

特 例 対 象 車		特例対象車の 初回新規登録の時期	車種	税率	重課の期間
ガソリン・LPG車	初回新規登録から <b>13年</b> を 経過した自動車	平成25年(2013年) 3月31日 以前	バス、トラック	概ね10% 上乗せ	重課となった年度 から抹消登録され るまで
			バス、トラック以外	概ね15% 上乗せ	
ディーゼル車	初回新規登録から <b>11年</b> を 経過した自動車	平成27年(2015年) 3月31日 以前	バス、トラック	概ね10% 上乗せ	
			バス、トラック以外	概ね15% 上乗せ	

※ 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車は重課の対象となりません。

詳細については、熊本県自動車税事務所(Tel.096-368-4020)にお問い合わせください。